

# これを聞いたい「除排雪」～第2弾～

雪も本格的に降り積もるこの時期。たまってきた雪の処理について、よくあるご質問等をQ&A形式でご紹介します。



## Q. 道路に雪を出すので市の排雪で処理してほしい。

### A. 道路への「雪出し」は法律で禁止されています。

道路への「雪出し」は絶対にしないでください。「雪出し」のように道路交通の妨げになる行為は、法律（道路法等）で禁止されているほか、北海道公安委員会の定めた道路交通法施行細則にも右記のように明示されています（一部抜粋）。

法律に定められているだけでなく、「雪出し」により道路幅が狭くなると緊急車両の通行や一般交通への支障となることや、見通しが悪くなることで人命に関わる事故の原因となります。

市の排雪作業は降雪状況によりますが、例年1月上旬ごろから開始されます。

除排雪の情報は、市公式ホームページや市公式LINEで配信していますが、ときには「事前に排雪が入ることが分かっていれば雪が出せるのに」というお話を伺うことがあります。

除排雪の情報配信は、朝の通勤時間帯の混雑回避やその他の市民生活へ役立てていただくために配信していますので、趣旨をご理解いただくとともに除排雪へのご協力をお願いします。

※置き雪や屋根雪などの雪は各ご家庭で、民間等の除排雪業者に依頼し処理をするなどの対応をお願いします。排雪される場合は、公共の雪堆積場を開設していますので、そちらをご利用ください。

## Q. 近くの大きい道路を排雪していましたが、自宅前も排雪してほしい。

### A. 排雪は幹線道路を中心に行っており、市内すべての道路を排雪することはできません。

大きい道路（幹線道路）については、緊急車両および公共交通機関の運行、一般車両の安全な走行を念頭に作業を行っています。生活道路で同様の作業を行うには機械・人員・時間・費用が限られており、要望どおりに排雪を行うことができないのが現状です。

なお、生活道路では、道路幅を広げる「拡幅投雪」、見通しがきかなくなつた交差点部分の雪山の除去を行う「交差点排雪」を基本としています。また、除雪費用の2割を負担いただき実施できる「町内会排雪制度」がありますので、お住まいの町内会で調整していただきご利用ください。

第19条 法第76条第4項第7号の規定による道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。

(2) みだりに交通の妨害となるように道路にどろ土、雪、ごみ、ガラス片その他これらに類する物をまき、又は捨てる。



## ■除排雪情報等の配信について

市公式ホームページ（ページID:11240）や市公式LINEでは、雪量や排雪を行う地域、除排雪の出動情報の発信を行っています。しかし、雪の状況は変わりやすく、雪が降る降らないもそうですが、日中の日差しによる融雪具合、風による吹きだまりの状況や堆雪状況等、その時々で異なります。そのため発信した情報どおりに作業を行えない場合があります。作業を行うまではご不便をおかけすることもありますが、ご理解とご協力をお願いします。

